

名張市手数料徴収条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、限定特定行政庁の業務内容その他確認申請等の内容が変更されるため、これらの事務に係る手数料について、所要の改正を行おうとするものです。

改正する手数料については、県内特定行政庁において統一の金額となる予定です。

2. 改正の内容

(1) 建築物の着工前に行う建築確認や着工後の検査において、現行では一部の審査が省略されている小規模木造建築物について、建築基準法の一部改正により、省略できる建築物の規模が引き下げられることから、建築確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料の金額を改定します。

※ 法改正により、審査・検査の審査省略の対象となる建築物の規模が縮小 = 審査・検査の項目が増加 ⇒ 手数料を増額

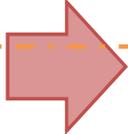
① 確認申請手数料

床面積の合計	手数料の金額 (現行)	法改正による増額	手数料の金額 (改正案)
30㎡以内	8,000 円	→	12,000 円
30㎡超～100㎡以内	19,000 円		27,000 円
100㎡超～200㎡以内	41,000 円		63,000 円
200㎡超～500㎡以内	63,000 円		97,000 円
500㎡超～1,000㎡以内	107,000 円		110,000 円
1,000㎡超～2,000㎡以内	155,000 円		160,000 円
2,000㎡超～10,000㎡以内	231,000 円		239,000 円
10,000㎡超～50,000㎡以内	341,000 円		352,000 円
50,000㎡超	610,000 円		630,000 円

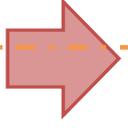
人件費単価の改定による増額

② 完了検査等手数料

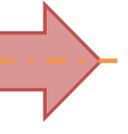
【中間検査なし】

床面積の合計	手数料の金額 (現行)	法改正による増額	手数料の金額 (改正案)
30㎡以内	17,000 円	 人件費単価の 改定による増額	29,000 円
30㎡超～100㎡以内	22,000 円		35,000 円
100㎡超～200㎡以内	36,000 円		58,000 円
200㎡超～500㎡以内	51,000 円		82,000 円
500㎡超～1000㎡以内	67,000 円		88,000 円
1,000㎡超～2,000㎡以内	95,000 円		97,000 円
2,000㎡超～10,000㎡以内	171,000 円		177,000 円
10,000㎡超～50,000㎡以内	244,000 円		252,000 円
50,000㎡超	449,000 円		464,000 円

【中間検査あり】

床面積の合計	手数料の金額 (現行)	法改正による増額	手数料の金額 (改正案)
30㎡以内	17,000 円	 人件費単価の 改定による増額	28,000 円
30㎡超～100㎡以内	21,000 円		34,000 円
100㎡超～200㎡以内	34,000 円		56,000 円
200㎡超～500㎡以内	49,000 円		79,000 円
500㎡超～1000㎡以内	64,000 円		84,000 円
1,000㎡超～2,000㎡以内	89,000 円		91,000 円
2,000㎡超～10,000㎡以内	164,000 円		169,000 円
10,000㎡超～50,000㎡以内	237,000 円		245,000 円
50,000㎡超	443,000 円		458,000 円

③ 中間検査等手数料

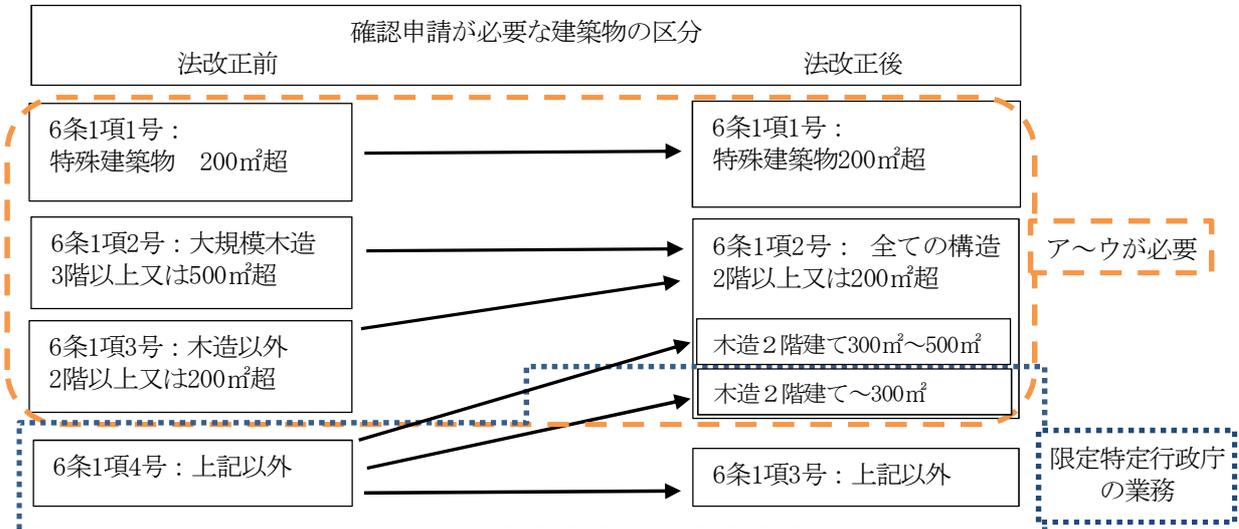
床面積の合計	手数料の金額 (現行)	法改正による増額	手数料の金額 (改正案)
30㎡以内	17,000 円	 人件費単価の 改定による増額	26,000 円
30㎡超～100㎡以内	21,000 円		32,000 円
100㎡超～200㎡以内	33,000 円		50,000 円
200㎡超～500㎡以内	47,000 円		71,000 円
500㎡超～1000㎡以内	62,000 円		77,000 円
1,000㎡超～2,000㎡以内	84,000 円		86,000 円
2,000㎡超～10,000㎡以内	143,000 円		148,000 円
10,000㎡超～50,000㎡以内	204,000 円		211,000 円
50,000㎡超	391,000 円		404,000 円

(2) 限定特定行政庁の事務範囲が変更されるため、次の事務に係る手数料を追加します。

ア. 建築物の大規模の修繕や模様替の確認審査及び検査

イ. 昇降機の確認審査及び検査

ウ. 検査済証の交付を受ける前に建築物等を使用する場合の仮使用認定の審査



(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり手数料の新設及び廃止を行います。

ア. 住宅や小規模の非住宅が省エネ基準への適合義務の対象になり、原則として全ての建築物に当該適合義務が拡大されることから、手数料を定めていない住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を設定します。

イ. 省エネ基準に適合していることの認定を受けることで省エネ性能を表示できる表示認定制度が廃止されることから、これに係る認定手数料を廃止します。

ウ. 住宅の省エネ基準への適合を評価する方法として計算によらない仕様基準が追加されることから、仕様基準の審査に係る手数料を新たに設定します。

(4) その他各法律の引用条文における条ずれ等を整理します。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。